

小序　　江沢論文について

本論文は、わが国における墮胎および人工妊娠中絶をめぐる問題点を、医学、倫理学的知見を参考にしながら、比較法的考察を含めて検討したものである。筆者は、広く胎児の生命を保護すべきであるとの見地から、現行の法制度の問題点を指摘し、ドイツの法制度を参考にして、問題の解決策を展望して、一定の立場を示している。この問題の解決のためには、法律学にとどまらず、医学、倫理学、福祉政策など、様々な分野における検討が必要であると思われる。今後、この問題について、激しい議論が展開されているアメリカの理論状況の検討を初めとして、さらに研究が展開されることが期待される。

法学部専任講師　松原　久利

わが国では、優生保護法のいわゆる経済条項により、合法的な墮胎が認められ、毎年数十万の中絶がおこなわれ、また、もぐりの墮胎も相当数にのぼるとされる。他方、合衆国では、一九七三年の連邦最高裁判決で、妊娠初期（三ヶ月まで）の自己墮胎は妊婦の憲法上のプライバシー権としてとらえられ、州が処罰によって介入することは許されないとされた。

墮胎の問題は、国の人団政策といった個人を超えた国家的社会的要請が背後にあることは否めない。そもそも「女性の自己決定権」と「胎児の生命権」は対立する権利なのであろうか。安易な自由化、頑なな禁止のいずれでもなく、生んで育てるという選択肢を経済的・社会的に可能にする方向が適切ではなかろうか。こうした意味において本稿の分析枠組には限界があり、それを超えて墮胎を刑罰によって禁止するという考え方自体を問い合わせてみることが必要であろう。

法学部専任講師　竹村　典良